

事業者の皆様

観光客来場 100 万人の達成を目指して町内周遊を促進！

## 富士見町 夏の観光周遊促進事業

昨年度に引き続き、富士見町の2大リゾートである「富士見パノラマリゾート」と「富士見高原リゾート」に来場されたお客様を町内で周遊させるため、両リゾートにおいて、町内店舗で使える割引券を配布します。割引券の取扱店舗になっていただける事業者を募集しますので、ぜひ積極的にご参加ください。

### 事業概要

両リゾートでゴンドラやリフト等のチケットを購入したお客様を対象に、割引券取扱店舗で使用できる300円の周遊割引券を配布します。お客様が取扱店舗で周遊割引券を使用した際に、額面分の商品の販売やサービスの提供を行ってください。

#### ○配布期間

令和7年7月11日（金）～令和7年11月24日（月）※使用枚数が予算上限に到達次第終了

#### ○お客様が割引券を利用できる期間

令和7年7月11日（土）～令和7年12月19日（金）

### 参加店舗の要件

町内に店舗等を持つ、観光客の利用が想定される事業者

例) 宿泊業、飲食店、一般公衆浴場業、観光関連娯楽業、土産店、ガソリンスタンド 等

### 申請方法

別紙「取扱店登録申請書」に必要事項を記入の上、申請窓口へご提出ください。

#### ○申請窓口

富士見町落合 10777 番地 富士見町産業課 商業観光係(2階 12 番窓口) Tel.0266-62-9342

#### ○申請受付期間

(一次) 令和7年6月11日（水）～令和7年6月27日（金）

- ・希望者のみに配布する取扱店一覧チラシに掲載いたします。
- ・割引券配布開始時より、町 HP や富士見町デジタルマップに掲載いたします。

(二次) 令和7年6月30日（月）～令和7年11月24日（木）

- ・町 HP や富士見町デジタルマップに追加掲載をいたします。

### その他

取扱店舗に登録後、割引券使用に関するルールや、換金方法等に関する具体的な内容をあらためてご連絡いたします。